

## 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果の公表について

### 1 要旨・目的

広島県耐震改修促進計画において耐震診断の実施を義務付けた広域緊急輸送道路沿道建築物<sup>※1</sup>の耐震診断結果を、耐震改修促進法第9条<sup>※2</sup>に基づき公表したので報告する。

- ※1 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路のうち、大規模地震時に通行を確保すべきとして広島県耐震改修促進計画（第2期計画 平成28年3月）で指定された道路の沿道の建築物
- ※2 耐震改修促進法第9条では、所管行政庁は、耐震診断を義務付けた建築物の所有者から耐震診断の結果の報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない、とされている。

### 2 現状・背景

平成28年3月：広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断の実施と報告を義務付け  
 平成28年4月：耐震診断費用を支援する補助制度を開始し、実施を所有者へ促進  
 令和3年3月末：耐震診断結果の報告期限

### 3 概要

- (1) 公表日時：令和4年3月3日（木）15時～
- (2) 公表方法：県ホームページへの掲載及び建築課窓口での閲覧  
 県ホームページURL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/taishin-madoguchi/kouiki-kouhyou.html>
- (3) 公表の対象<sup>※3</sup>：県が所管する市町域に存する広域緊急輸送道路沿道建築物  
 ※3 所管行政庁（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市）分については、当該所管行政庁が別途公表日を定めて公表する。
- (4) 公表の内容  
 建築物の名称<sup>※4</sup>、位置、用途、地震に対する安全性の評価（構造耐震指標（Is値）等）を公表する。  
 ※4 住宅、共同住宅等の建築物の名称は、個人情報となることに配慮して用途に置き換えて公表する。
- (5) 耐震診断結果の状況（所管行政庁別の棟数） 注）尾道市は公表対象なし。広島市は別途集計。

所管行政庁 (広島市除く)	耐震診断 義務付け 建築物	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 <sup>※5</sup>			除却済	除却等 工事中	未診断
		耐震性なし		耐震性あり			
		区分Ⅰ 倒壊・崩壊の 危険性が高い	区分Ⅱ 倒壊・崩壊の 危険性がある	区分Ⅲ 倒壊・崩壊の 危険性が低い			
広島県	64	44	3	14	1	0	2
呉市	73	36	15	10	11	0	1
尾道市	0	0	0	0	0	0	0
福山市	12	4	0	6	1	1	0
東広島市	4	2	0	0	1	0	1
三原市	19	15	0	3	1	0	0
廿日市市	5	4	1	0	0	0	0
合計	177	105	19	33	15	1	4

※5 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。  
 いずれの区分に該当する場合も、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

### 4 今後の対応

耐震性のない建築物及び未診断の建築物については、引き続き関係市町と連携して耐震改修等に係る補助制度の活用を所有者へ促すなどして、解消に向けて取り組む。

(参考) 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断義務付けまでの経緯

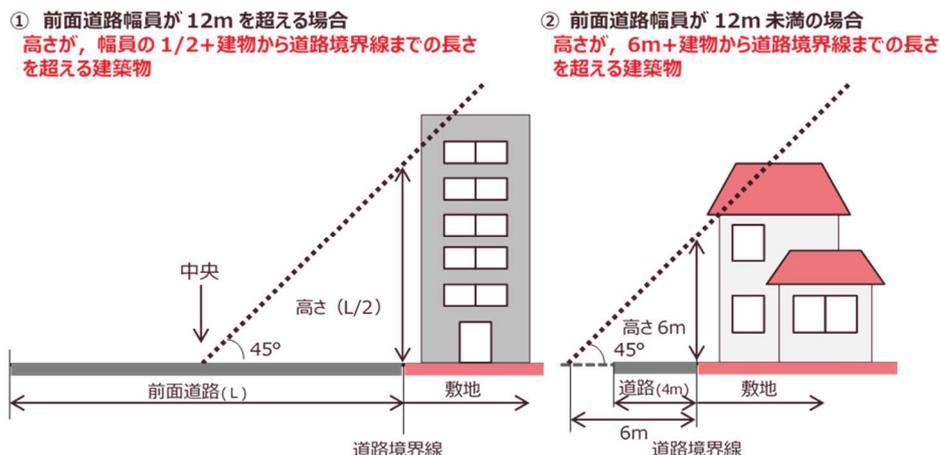
耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路のうち、図表1に示す区間を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、当該道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者に耐震診断の実施及び診断結果の報告を、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）において図表2のとおり義務付けた。



図表1 広域緊急輸送道路ネットワーク

対象建築物	上記道路の区間にその敷地が接し、次のいずれにも該当する建築物 1 既存耐震不適格建築物であること（耐震不明建築物に限る。） 2 建築物のいずれかの部分の高さが一定の高さ（図表3を参照）を超える建築物（以下「通行障害建築物」という。）であること
耐震診断結果の報告期限	令和3年3月31日

図表2 道路の指定等による耐震診断の義務付け（第2期計画）



図表3 通行障害建築物の概要